

○久喜市情報公開・個人情報保護審査会委員委嘱式

1 開 会

司会 (福原課長) 皆さんこんにちは。本日は公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。野崎委員さんにおかれましては、少し所用がございまして遅れるとのご連絡をいただいておりますので、出席者4名ということで始めさせていただきます。

それでは、ただいまから令和4年度久喜市情報公開・個人情報保護審査会委嘱式を始めさせていただきます。私は、総務部市政情報課長の福原でございます。本日は、委嘱式の進行を務めさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いたします。

2 委嘱書の交付

司会 (福原課長) それでは、梅田市長より、委員の皆様へ委嘱書の交付をさせていただきます。市長が、皆様の席に伺いますので、恐縮ですが、お名前を呼ばれました際にはその場でご起立の上、お受け取りいただきますようお願いいたします。

(課長が名前を読み上げ、市長から委嘱書を交付)

司会 (福原課長) ありがとうございます。ただいま4名の皆様に委嘱書の交付をさせていただきました。野崎様には、改めてこちらから、お渡しをさせていただきますと思います。

3 委員及び事務局職員の紹介

司会 (福原課長) それでは、ここで、お一人一言ずつ自己紹介をいただきたいと思います。お手元にお配りしてございます名簿の順に石田委員さんから、願いたします。

(石田委員から名簿順に自己紹介)

司会 (福原課長) ありがとうございます。続きまして、事務局職員を紹介いたします。

(事務局職員紹介)

4 閉 会

司会 (福原課長) 以上をもちまして、久喜市情報公開・個人情報保護審査会委員委嘱式を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

## 審 議 会 等 会 議 録

発 言 者・会議のてん末・概 要

### ○令和4年度第1回久喜市情報公開・個人情報保護審査会

#### 1 開 会

|              |  |
|--------------|--|
| 司会<br>(福原課長) | それでは、ただいまから、令和4年度第1回久喜市情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただきます。<br>なお、委員5人中、出席委員4人でございますので、本審査会は、久喜市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項の規定により成立いたしますことをご報告申し上げます。<br><br>(野崎委員が入室する) |
| 司会<br>(福原課長) | すいません。野崎委員さんがいらっしゃいましたので、また委嘱式の方に移らせていただきます。<br><br>(市長から委嘱書を交付)   |
| 司会<br>(福原課長) | はい、ありがとうございました。それでは、委員5人中、出席委員5人でございますので、本審査会は久喜市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項の規定により成立いたしますことをご報告申し上げます。  |

#### 2 市長あいさつ

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 司会<br>(福原課長) | はじめに、梅田市長からご挨拶申し上げます。 |
| 梅田市長         | 《市長あいさつ》              |
| 司会<br>(福原課長) | ありがとうございました。          |

#### 3 会長・副会長の選出

|              |  |
|--------------|--|
| 司会<br>(福原課長) | 続きまして、会長・副会長の選出に入りたいと思います。<br>なお、久喜市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となりますが、会長が選出されるまでの間、梅田市長に仮議長をお願いいたします。       |
| 梅田市長         | それでは、暫時、仮議長を務めさせていただきます。<br>3の会長の選出につきましては、久喜市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第2項の規定により、委員の互選によってこれを定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。 |
| 佐藤委員         | はい。経験が豊富な石田委員が適任なのではないかと思いますがいかがでしょうか。   |
| 梅田市長         | ただ今、佐藤委員から石田委員を会長に推挙したいとのご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。<br><br>(異議なし)   |

|              |  |
|--------------|--|
| 梅田市長         | <p>それでは、石田委員に会長をお願いするということでもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>   |
| 梅田市長         | <p>異議なしということでございますので、会長は、石田委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、ここで、会長になられました石田委員に就任のご挨拶をお願いいたします。</p>   |
| 石田委員         | <p>(会長就任の挨拶)</p>   |
| 梅田市長         | <p>ありがとうございました。それでは、会長が選出されましたので、仮議長の職を解かせていただきます。</p>   |
| 司会<br>(福原課長) | <p>ありがとうございました。皆さま、誠に恐縮でございますが、梅田市長につきましては、所用がございますので、ここで退席させていただきたく、ご了承賜りたいと存じます。</p> <p>(市長退席)</p>   |
| 司会<br>(福原課長) | <p>ここで少しの間、事務局と会長の間で進行について打ち合わせをさせていただきます。</p> <p>(石田委員が会長席へ移動・着席)<br/>(会長・事務局、進行について打ち合わせ)</p>  |
| 司会<br>(福原課長) | <p>それでは、副会長の選出に移らせていただきます。</p> <p>久喜市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第1項の規定によりまして会長に議長となつていただきまして、議事進行をよろしくをお願いいたします。</p>   |
| 石田会長         | <p>それでは、副会長の選出でございますが、久喜市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第2項の規定により、副会長は、委員のうちから会長が指名するとありますので、私から指名をさせていただきます。</p> <p>副会長には、松本委員を指名いたします。</p> <p>松本委員さん、いかがでしょうか。</p> |
| 松本委員         | <p>(承諾の意思表示あり)</p>   |
| 石田会長         | <p>それでは、副会長は、松本委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、ここで、副会長に就任のご挨拶をいただきたいと思っております。</p>   |
| 松本委員         | <p>(副会長就任の挨拶)</p>  |
| 石田会長         | <p>ありがとうございました。</p>  |

#### 4 議 題

##### (1) 個人情報保護法の改正について

|      |  |
|------|--|
| 石田会長 | <p>それでは、引き続き議事に入らせていただきます。</p> <p>まず、議題(1)の「個人情報保護法の改正について」を、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 福原課長 | <p>まず、お手元に配布してございます資料の確認をさせていただきます。</p>  |

(事務局から資料の過不足や落丁等の確認)

福原課長

続いて、会議の進め方等について説明させていただきます。

この審査会の会議につきましては、原則非公開とさせていただきます。それは審査会の内容が非公開情報の決定の妥当性を審査するものであることから、その審査内容を非公開として扱うものでございます。

なお、今回の審査会の会議につきましては、審査請求による諮問ではなく、非公開となる会議内容でないため、会議公開の原則に則りまして、公開とさせていただきます。

会議を公開する場合は、傍聴要領（案）の内容の取り扱いをさせていただきますと思います。

会議録は作成し、閲覧できるようホームページで公開させていただきます。会議録作成のための録音を本日もさせていただきますと思います。会議録の確認につきましては、会長へお願いし、あわせて署名もお願いしたいと思っております。以上でございます。

石田会長

ただいま、事務局から提案がありましたが、ご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

石田会長

異議なしということで、ありがとうございます。  
事務局からほかに何かありますでしょうか。

福原課長

次に、委員名簿等について説明させていただきます。

委員名簿につきましては、市のホームページ及び公文書館1階にあります行政資料コーナーの方に配架して公開させていただきたいと思っております。

その他公職者名簿の掲載内容につきましては、現在、氏名及び会長副会長の職名、委嘱期間のみを掲載しておりますので、これまで通りの掲載内容とさせていただきますと考えております。

以上でございます。

石田会長

事務局から名簿の取り扱いについて説明がありましたが、配られている委員名簿は、ホームページ等で公表することについて、ご了承していただきましたでしょうか。

加村委員

ちょっと1点よろしいですか。今回5名の委員なんですけども、これ規則で5名ってことになってるのですか。前はもっと多かったような気がしたんですけども、もともと5名でしたっけ。

関根主幹

もともと5名でお願いをさせていただいております。

加村委員

そうですか。はい。わかりました。

石田会長

よろしいですか。次に公職者名簿についてですけれども、公職者名簿についてはこれまでと同様に氏名、職名、委嘱期間のみの掲載ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石田会長

はい。それでは異議なしということで了解いたします。  
次に個人情報保護法の改正についてですが、事務局説明をお願いします。

関根主幹

では私の方から、個人情報保護法の改正についてご説明をさせていただきます。

いと思います。

それでは、資料の1の2ページをご覧ください。

令和3年改正法の概要というものでございます。

令和3年5月19日付でデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる整備法が公布されまして、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するために個人情報保護法を含む多数の法律の改正が行われました。

この個人情報保護法の改正の背景といたしましては、社会全体がデジタル化を進めている中で地方公共団体におきまして個人情報の保護とデータの流通の両立が求められており、その両立にあたって、国が抱える様々な課題に対応するために必要な改正がされました。

課題の一つとしては資料にあるとおり、いわゆる2,000個問題と言われていたものでして、今現在、全国に都道府県、市町村あと一部事務組合などの地方公共団体が約2,000団体ございます。それぞれが個人情報保護条例を持っており2,000通りの解釈がありまして、例えばある自治体では、外部提供がすぐ認められたり、違う自治体では認められなくて、情報が出てこなかったりとか、そもそも個人情報保護条例がないなど求められる保護水準を満たしていない団体もあり、そういったデータ利活用の支障となる、現行の不均衡、不整合を2,000個問題と言っております。

もう1点が国境を越えたデータ流通の増加を踏まえ、国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合でありまして、国際的なデータの流通に対応する個人情報の保護水準を保つことが求められているということでありまして、このような課題を背景に改正が行われました。

その改正の方向性といたしましては、個人情報保護の3つの関連する法律を一本化して、個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で規定するようになっておりまして、この法律で、国全体の個人情報保護の規律を行っていくという内容でございます。

2つ目にその法律的確な運用を確保するために、国がガイドラインを策定し、ガイドラインに基づいて全国で同じように運用していくということになります。

その上で、法律の趣旨、目的に照らして条例を定めることが法律上必要な事項、定めることが法律上許容されている事項そういったものがありまして、法律の範囲内で最小限の独自の規定が設けられるというふうになっております。

下の表をご覧くださいなのですが、地方公共団体の現状としては、青色のA市、これは国と同じような規律といたしまして、隣のB組合が、規律がない。そして、緑のCでは規律が一部足りなかったり、黄色のD市では規律の対象が国より多かったり、ピンクのE市、これは久喜市も該当するのですが、外部提供など、目的外利用などは、審議会の意見を聞いてからでないとできない。そういう規定要件を設けていたり、それぞれ相違があるということです。

それが共通ルール後には、必要最小限の独自の措置は認められるのですが、基本的には全国共通のルールが設定されまして、そのルールのもと、運用されていくというふうになります。

では共通のルールはどのような法体系になるかというのが、1ページになります。

1ページをご覧ください。

現行ですが、左側に図がございます。

項目が「所管」、「法令」、「対象」、「学研究」、「個人情報」の定義とあります。

「対象」からご覧ください。

対象が、「国の行政機関」は「行政機関個人情報保護法」が適用されており、所管は「総務省」となっております。

次に「独立行政法人等」、この独立行政法人というのは国から独立して、公的な事務や事業を実施している法人のことを言うのですが、こちらは、

「独立行政法人等個人情報保護法」が適用され、所管が「総務省」となっております。

「民間事業者」は「個人情報保護法」が適用され、所管は、個人情報保護委員会となっております。

対象が「地方公共団体」は、これは久喜市も含まれるのですが、各団体の「個人情報保護条例」が適用されており、所管は各地方公共団体となっております。

これが見直し後、右側になるのですが、今申し上げた3つの法律が、新しい新個人情報保護法に統合され、所管が個人情報保護委員会となり、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者に対し、この法律が適用されて運用していくというふうになります。

それと、個人情報の定義ですが、これまでは個人情報というのは他の情報と照合して特定されれば個人情報といえるという定義なのですが、今度は容易照合可能性という他の情報と「容易に」照合されることができて識別することができるなら個人情報に該当するという定義に統一されることとなります。

では、続いて、資料2の改正個人情報保護法に伴う地方公共団体への影響についてをご覧ください。

1の法体系の一本化でございますが、先ほどご説明した通り、民間事業者と国の行政機関、独立行政法人等を対象とする、3つの法律が改正個人情報保護法に統合されます。

この法律の統合は整備法第50条による改正でありまして、令和4年4月1日から施行されています。

地方公共団体の関係は、整備法第51条による改正でありまして、令和5年4月1日から施行されます。

個人情報の全体の所管を独立した国の機関である個人情報保護委員会に一元化し、一元的に監督・監視する体制となります。

一本化された改正後の法律は地方公共団体の機関に直接適用されることとなります。

では次に、2地方公共団体の対応でございます。

改正法が地方公共団体に適用される令和5年4月1日までにどういった対応が必要となるのかということでございます。

まずは条例の整備をすることとなります。

個人情報保護制度は改正後の法律に一本化され、法律が直接適用されることとなります。そのため、各団体等で制定している既存の「個人情報保護条例」については改正又は廃止を行う必要があります。

法施行後は、個人情報の取扱いに関する事項や開示請求など、ほとんどの運用に関する事項は法律によって規律されていくこととなりますが、法律において「条例で規定することが義務付けられている事項」があり、それについては条例で規定し、また「条例で規定することが許容される事項」については、法律の範囲内で独自の保護措置を条例で規定することを認めているため、必要に応じて条例で規定することとなります。

では、法律上、条例で規定できる範囲でございますが、

(1)の条例で規定することが義務付けられている事項でございます。

① 本人開示請求における手数料でございます。法律第89条第2項に手数料を定めることが義務付けられています。

開示請求を受付した場合、1件につきいくらかの手数料については、必ず条例で規定する必要があります。

次に(2)条例で規定することが許容される事項であり、これは市の裁量で規定できるため規定するか検討が必要となるものでございます。

まず、①「条例要配慮個人情報」の内容でございます。

法第60条第5項で条例に定めることが許容されております。

改正法では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障がいの情報などの個人情報を「要配慮個人情報」と規定

しています。

「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体が地域の特性その他の事情に応じて、国の要配慮個人情報以外にその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定めることができる個人情報をいうものでございます。

次に② 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項でございます。

法第75条第5項で条例に定めることが許容されております。

現在、本市では個人情報保護条例により個人情報を取扱う事務を開始するときは、収集目的や対象者を記載した「個人情報取扱事務届出書」の作成が義務付けられています。「個人情報取扱事務届出書」は運営審議会へ報告をさせていただいておりますが、改正後も条例で規定することにより、引き続きこういった独自の届出書の作成・公表を継続しても良いというものでございます。

次に③ 本人開示等請求における不開示情報の範囲でございます。

法第78条第2項で条例に定めることが許容されています。

開示請求に係る不開示情報について、本市の情報公開条例における公開請求に係る公開情報、非公開情報との整合性を図ることについて、改正法では、条例において規定することを許容しているものでございます。

次に④ 本人開示請求等の手続、請求から開示決定等までの期間でございます。

法第108条で条例に定めることが許容されております。

開示請求等を受けて開示内容を決定するまでの期限について、法の規定より短い期間とすることについては、条例に規定することが認められております。

なお、現行の本市の条例では、請求の日から起算して決定まで15日となっております。国は30日ですので、30日より短い期間であれば規定することが許容されているものでございます。

次に⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会への諮問でございます。

法第129条に条例で定めることが許容されております。

改正法では、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例に規定することにより、審議会等に諮問することができることになっているため、その旨を条例に規定するものでございます。

⑥ 個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な事項についても条例で規定することが許容されております。

これらが、条例で規定することができる事項でございます。

次に(3) 法律上、条例で規定することが許容されない事項でございます。

個人情報やデータ流通に直接影響を与える事項は許容されておられません。

① 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定です。

改正法では、死者の情報は個人情報に含まれておりませんので、条例で含める規定はできないこととなります。

② 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定です。要配慮個人情報の取扱いについては、現行条例では、法令に定めがない場合は運営審議会に諮問することを要件として現行条例で規定しておりますが、このような個人情報の個別の取扱いについて運営審議会に諮問することを条例で規定することは容認されておられません。

③ 個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定です。

改正法は、個人情報の収集について、直接収集の原則は有りませんので、このような規定をすることは容認されていません。

④ オンライン結合に特別の制限を設ける規定です。

現行条例では、運営審議会に諮問することを要件として規定しておりますが、このような個人情報の個別の取扱いについて改正法では、運営審議会に諮問することを条例で規定することは容認されておられません。

⑤ 目的外利用・提供を行う場合に典型的に審議会等の諮問を要する旨の規定です。

法令に定めがない場合や本人同意が取れない場合は運営審議会に諮問するこ

とを要件として現行条例で規定しておりますが、このような個人情報の個別の取扱いについて運営審議会に諮問することを条例で規定することは容認されておられません。

⑥ 開示請求等の手続きについて、改正法よりも処理期間を延長する規定。先ほどの説明のとおりでございます。

⑦ 個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規定も許容されておられません。

条例の整備については、法律で義務付け又は許容されている限られた事項のみ条例で規定できるものでありまして、それ以外はすべて法律によって保護制度が運用されていくものでございます。

次に2ページをご覧ください。

3 個人情報ファイル簿でございます。

先ほど、(2)の②で現在、本市で行っている「個人情報取扱事務届出書」の作成・公表を継続しても良いということを申し上げましたが、それとは別に、改正法では1,000人以上の個人情報を取扱う場合は、新たに個人情報ファイル簿を作成・公表することが市に義務付けてられております。ですので、法施行までに公表に向けて準備を進めて、法施行後は公表していくこととなります。

次に4 安全管理措置でございます。

改正法では地方公共団体は個人情報の漏えい等防止のために必要な安全管理措置を講ずることが義務付けられているため、法施行までに個人情報の安全管理措置基準を策定し、法施行後は当該措置基準に基づき適切な安全管理措置を講じていくこととなります。

次に5 地方議会の条例でございます。

現行の個人情報保護条例では、条例が適用される範囲として、市長部局から市議会まで含まれておりますが、改正法では、地方議会は、地方公共団体の機関から除外されており、個人情報保護法の対象に含まれておりません。このため、別途、市議会の条例を制定する必要があります。

次に6 「久喜市情報公開・個人情報保護審査会」及び「久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会」の今後についてです。

まず、①の久喜市情報公開・個人情報保護審査会でございます。

改正法では現行の「審査会」については、法施行後も審査会設置条例の改正により、改正法の個人情報開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関として引き続き当該機関を活用することができるとしております。

このことから、法施行後の開示決定等に係る審査請求の諮問機関として「審査会」を存続することといたします。

②の久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会でございます。

法施行後は、法律による全国的な共通ルールの下で、国のガイドライン等により個人情報保護制度の適正な運用を図っていくことになると思われま。

先ほど申し上げましたが、改正法では、現行の個人情報保護条例で規定している個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等をする場合、「運営審議会」へ諮問することの要件を、改正後の条例に規定することは許容されておられません。

このため、地方公共団体は必要により、専門性を有する国の「個人情報保護委員会」に助言を求めることも可能となるため、個別の事案について「運営審議会」の意見を聴く必要性は大きく減少すると考えられております。

このことから、法施行後の「運営審議会」の在り方や運用の仕方について検討する必要があると考えております。

説明は以上であります。

石田会長

ありがとうございました。

ただいまの個人情報保護法の改正についての説明について何かご質問等ございますでしょうか。



|      |  |
|------|--|
| 野崎委員 | <p>3点ほど。</p> <p>まず資料1の1ページのところですけれども、所管として現在も個人情報保護審査会というのがありまして、見直し後は個人情報保護委員会が、今まで総務省や各地方公共団体がやっていたことも含めて、一括して管理するというご説明を受けましたが、この現行の個人情報保護委員会と見直し後の個人情報保護委員会というのは、同じものなのでしょうか。それとも名称が同じだけで組織改革をして、新たに作り上げたものなのでしょうか。というのが1点。</p> <p>2点目が、裏面の2ページの真ん中ちょっと下、地方公共団体が2,000あるとあります。ここの地方公共団体の現状の下のところ、B組合規律なしというのがあるのですけれども、このB組合ってというのは、例えば土地区画整理組合ですとか、ちょっとイメージがわからないんですけど、どういう組合が地方公共団体と位置付けられているのか、という質問が2点目。</p> <p>3点目が下のところで共通ルールの設定とあるのですが、ただ、そのD市、E市のところに、意見聴取手続きの必要性を精査ということで、必要最小限の独自の保護措置は共通ルールにプラスアルファで設置できるということで図面にもなってますし、先ほどご説明を受けたのですが、具体的にはどういうものを必要最小限の独自の保護措置として設定できるのか、おわかりになればご説明いただきたい。</p> <p>以上3点ですよろしく申し上げます。</p> |
| 関根主幹 | <p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>まず1点目の個人情報保護委員会につきましては、基本的には、この資料での現行と同じ組織になるのですけれども、私たちが聞いているのは、今度はすべてを所管しますので、その人員を拡大して対応していくというふうに伺っております。</p> <p>2点目の組合については、地方公共団体と呼ばれるのは一部事務組合、例えばこの辺でいいますと、久喜市は消防が加須と一部事務組合になっているのですけれども、そういうものを想定していただければと思います。</p> <p>あともう1点のどのような措置を具体的に独自の措置として設定できるかについては、先ほど資料2の方でご説明をさせていただきました条例要配慮個人情報ですとか、あるいは開示決定までの期間を15日にするとか、条例で規定することが許容される事項ということでご説明した内容がここでいう最小限の保護措置というふうに理解していただければと思います。</p>  |
| 野崎委員 | <p>ありがとうございます。</p>   |
| 加村委員 | <p>はい。野崎先生の最初の質問のところに関連するのですけれども、個人情報保護委員会は、総務省とか、〇〇庁とか、そういうところに属さない第三者機関と考えてよろしいのですか。</p>   |
| 関根主幹 | <p>はい。おっしゃる通りです。総務省等に属さないで、個人情報保護委員会があるというふうに認識していただければと思います。</p>  |
| 加村委員 | <p>今まで民間、地方公共団体、国と分かれてやっていましたが、（法改正後は）委員会の中で、何々部とか何課と分けて仕事をやっていく、あとは、地方の支局とか、そんな感じで担当されていくと考えてよろしいのですか。</p>  |
| 関根主幹 | <p>その組織の分けまでは、今把握していないところですが、すべての対象をこの保護委員会が担当していくということですので、おそらく、これも推測で恐縮ですが、そういう民間部門、地方公共団体部門などと、担当が分かれ、助言なりをしていただくのではないかと考えているところです。</p>   |
| 加村委員 | <p>はい。分かりました。あと、こちらの審査会と運営審議会についても、こちらの市政情報課が、この保護委員会と連携をとって、引き続きやっていくとい</p>   |

うことよろしいでしょうか。

関根主幹

はい。おっしゃる通りでありまして、この審査会は情報公開と個人情報保護を兼ねた組織になっておりますので、情報公開条例については、現行のまま市の運用でやっていきますが、個人情報保護の関係については、今申し上げた個人情報保護委員会に必要に応じて助言いただきながら、案件があれば、運営審議会の方に諮問したりとか、こちら審査会にも審査請求があった場合は、個人情報の保護に関しては、必要に応じて個人情報保護委員会に助言等をいただきながら、案件を皆さんにご提示して、ご審議いただくという流れになると思います。

## (2) 情報公開・個人情報保護に係る不服申し立て制度について

石田会長

よろしいですか。それでは、事務局から議題(2)の「情報公開・個人情報保護に係る不服申し立て制度について」、説明をお願いいたします。

関根主幹

ちょっと時間の方も押しておりますので、簡単に説明をさせていただきたいと思えます。

こちらの審査会の皆様をお願いするメインのお話になるかと思うのですが、資料3の情報公開・個人情報保護に係る不服申し立て制度でございます。

こちらについては、情報公開請求における、部分公開あるいは非公開決定、そして自己情報の開示請求に係る不開示決定あるいは訂正請求に対して訂正をしない旨の決定、そういう不利益処分、申請者に対して不利益処分があった場合あるいは不利益処分を受けたそれらの行為について、市が定められた期間に意思決定をしない、いわゆる不作為というふうに言われるものですが、そういったものに対して、申請人は、行政不服審査法に基づいて審査請求をすることができます。

その審査請求があった場合の事務の取り扱いについて、簡単にご説明させていただきます。

まず、この申請人に審査請求人として、審査請求書を公文書館に提出していただきます。これができるのは、処分があったことを知った日から3か月、または処分の日から1年以内となっております。

次に公文書館は審査請求書を担当課に送付して、そこが審査庁となります。審査庁は、審査請求を受けそれに対する応答として、審査請求の形式審査、審理委員の指名、諮問の手続きなど、事務的な手続きを行います。

次に3つ目ですが、審査庁となった課が諮問手続きを行って、こちらの審査会の方に諮問させていただきます。その際の審査会の事務局は、市政情報課公文書館となります。

4つ目ですが、審査会は、審査をしていただいて、市の非公開決定とか部分公開決定が妥当だったかどうか判断をしていただきまして、答申をしていただくこととなります。

5つ目に、その答申を受けて、市は再度、部分公開・非公開決定を、再度決定をいたしまして、その裁決書を、審査請求人に送付するというような流れになっております。

裏面の方の、もう1枚の方をご覧いただきたいのですが、こちらがフローチャートとなっております、

まず、①審査請求書の提出を受け、②審査請求書を実施機関、処分庁である市に送付しまして、③諮問ということで、市から審査会に諮問をさせていただきます。

④審査会は弁明書の提出を実施機関の方に要請していただきまして、

⑤実施機関は弁明書の提出を審査会の方にいたします。

⑥審査会は弁明書の写しの送付と反論書の提出要請を審査請求人の方にいたしまして、

それに対して⑦審査請求人の方は、反論書・意見書を、審査会の方に提出をい

たします。  
⑧審査会は実施機関に反論書・意見書の写しの送付、さらに、⑨出席要請をいたしまして、⑩口頭意見陳述をしていただきます。

そして、⑪この審査請求人の方にも出席要請をいたしまして、⑫口頭意見陳述を、審査会の方にさせていただきます。

⑬今度はそれらを受けて、審議会の方で審議をした内容を答申という形で、実施機関の方に送付いたします。

実施機関は答申を受けてもう一度決定をし直して、⑭最終的な裁決書を審査請求人にお送りをして、⑮裁決書の写しを審査会に送付するという一連の流れでやっていきます。今までずっと審査請求はなくて、前回委嘱させていただいた2年間も審査請求がございませんでした。もしあった場合は、このような形をとって、内容によっては4回、5回の会議をする場合もあるかもしれませんが、その時はまた改めてご案内を差し上げたいと思います。

説明は以上となります。

石田会長                   ただいま不服申立制度についての説明が事務局からありましたけども、これに対してご質問等ございますでしょうか。

《なし》

質問がないということですので、以上におきまして本日の議事につきましてはずべて終了いたします。事務局の方でよろしく願いいたします。

#### 4 閉 会

司会                   石田会長ありがとうございました。  
(福原課長)           本日はお忙しい中、情報公開・個人情報保護審査会にご出席をいただき、ありがとうございました。以上をもちまして、会議の方は終了とさせていただきます。お帰りの際はお忘れ物のないように、気を付けてお帰りくださいませ。  
本日はありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。(注)

令和 4 年 7 月 20 日

石 田 晴 久

(注) 特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。